

ストックヤード運営事業者登録制度の利用に係る運用基準

1. 趣旨

本要領は、ストックヤード運営事業者登録規程（令和5年国土交通省告示157号）による登録を受けたストックヤード運営事業者が運営する登録ストックヤード（以下「ストックヤード」という。）へ、県土マネジメント部が発注する工事による建設発生土を搬出する時に必要な事項を定める。

2. 対象工事

県土マネジメント部が発注する工事のうち、建設発生土を建設発生土受入施設（以下「受入施設」という。）へ搬出する工事とする。

3. 当初設計における積算

対象工事で発生する建設発生土の受入施設は、積算においては「公的な受入施設」又は「奈良県県土マネジメント部が建設発生土受入業者として登録している県内の民間受入施設（技術管理課が受入単価の見積徴収を行っている施設）（以下「県内の民間受入施設」という。）」から選定する。ただし、積算上見込んでいる受入施設はあくまでも積算上の条件明示であり、受入施設を指定するものではない。

4. スtockヤードの利用

(1) 受注者は、受入施設としてストックヤードを利用したい場合は、当該運営事業者の「商号・名称又は氏名」「登録番号」「登録有効期間」及び受入施設となるストックヤードの「登録番号」「名称」「所在地」ならびに「当該工事で想定される土質」を明記し、当該受け入れ単価の見積を添えて発注者（監督職員等）に協議するものとする。

発注者は、協議資料及び国土交通省が公表している最新のストックヤード運営事業者登録簿により当該ストックヤードに関する次の事項について適切かを確認の上、利用の可否について回答するものとする。

- ・最新のストックヤード運営事業者登録簿で登録が確認できるか
- ・建設発生土の搬出期間が登録期間内か
- ・取り扱い土質及び受け入れ条件が当該工事に合致しているか

協議には、土木工事においては、土木請負工事必携（奈良県県土マネジメント部）の「様式－9 工事打合せ簿」を使用する。

(2) 搬出期間が登録期間外まで及ぶ場合は、登録期間内に限り搬出を承諾するものとする。その後、登録がそのまま更新された場合は、受注者から更新を報告し発注者が確認のうえ受理することで、承諾したものとみなすことができる。更新にあたり登録の内容変更があった場合は、前項により協議するものとする。

なお、登録の更新がなされない場合は、受注者は速やかに新たな受入施設について前項の協議を行う。

5. スtockヤードの登録の取り消し等

受注者は、受入施設として利用しているStockヤードが建設発生土の搬出期間中に、登録が抹消された場合、その他これらに類する場合は、速やかに建設発生土の搬出を中断し、発注者と代替施設について協議しなければならない。

6. Stockヤードを利用したときの設計変更

「4. Stockヤードの利用」により受入施設をStockヤードに変更した場合の設計変更については、次の通りとする。

変更理由が受注者の都合のみの場合は、設計金額が減額となる場合のみを設計変更の対象とする。

変更理由が受注者の責によるものでないやむを得ない理由に加えて受注者の都合による場合は、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。このとき、変更設計には「公的な受入施設」「県内の民間受入施設」「当該Stockヤード」までの運搬費と受入費用の合計額を比較して最低値となる受入施設の価格を採用するものとする。ただし、積算上見込んでいる受入施設はあくまでも積算上の条件明示であり、受入施設を指定するものではない。

受注者の責によるものでないやむを得ない理由とは、次の(1)～(5)である。

- (1) 受入施設の受入可能量の超過、施設の故障等、受入側の事情により受入が不可能となった場合
- (2) 受入場所（施設）までの運搬経路に支障が生じ運搬が不可能となった場合、もしくは迂回経路の運搬距離が著しく延びる場合
- (3) 発生した建設副産物の形状等が、受入条件と一致することが困難になった場合
- (4) 受入施設の不適正な行為を行政機関等が確認した場合
- (5) 受入施設が廃棄物処理法に基づく許可の失効、もしくは行政処分を受けた場合

7. その他

Stockヤードの利用について本運用基準に定めがない事項については、受発注者で協議する。

8. 特記仕様書への記載

発注者は対象工事においては下記のとおり特記仕様書等に記載するものとする。

第〇条 建設発生土について

1. 建設工事請負契約書における「8. 建設発生土の搬出先等」に定める本工事の建設発生土について、公的な受入施設、奈良県県土マネジメント部が建設発生土の受入施設として登録している民間受入施設又はStockヤード運営事業者登録規程（令和5年国土交通省告示157号）による登録を受けたStockヤード事業者が運営する登録Stockヤード（以下「Stockヤード」という。）に搬出するものとする。なお、積算上見込んでいる受入場所（施設）は下表のとおりであるが、あくまでも積算上の条件明示であり、受入場所（施設）を指定するものではない。また、受入場所（施設）の変更にかかる設計変更の取扱いは、2. によるものとする。

建設副産物	受入場所（施設）	片道 運搬距離	受入期間 及び受入時間	その他受入条件
建設発生土	〇〇県〇〇市〇〇町 〇〇建設（株）	〇〇km	（土工工期） 令和〇年〇月〇日 ～令和〇年〇月〇日	

2. 受入場所（施設）の変更にかかる設計変更の取り扱いは以下のとおりとする。
 受注者の責によるものでないやむを得ない理由により、受入施設の変更を行う場合は、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。
 受注者の責によるものでないやむを得ない理由とは、以下の（1）～（5）である。

- （1）受入施設の受入可能量の超過、施設の故障等、受入側の事情により受入が不可能となった場合
- （2）受入場所（施設）までの運搬経路に支障が生じ運搬が不可能となった場合、もしくは迂回経路の運搬距離が著しく延びる場合
- （3）発生した建設副産物の形状等が、受入条件と一致することが困難になった場合
- （4）受入施設の不適正な行為を行政機関等が確認した場合
- （5）受入施設が廃棄物処理法に基づく許可の失効、もしくは行政処分を受けた場合

受注者の都合による受入施設の変更は、監督職員と協議の上、公的な受入施設、奈良県県土マネジメント部に建設発生土受入業者として登録している県内の民間受入施設又はストックヤードに限って認めるものとし、設計金額の変更は減額となる場合のみを対象とする。

3. 県内ストックヤードに搬出を希望する場合の手続き等については、奈良県県土マネジメント部技術管理課ホームページで公開する「ストックヤード運営事業者登録制度の利用に係る運用基準」によるものとする。

附則

- 1 令和8年4月1日起工から適用する。ただし、適用日時点で未契約工事及び既契約工事についても対応可能な場合は適用するものとする。